計量業務の概要

(令和3年度版)



• 沖縄県計量検定所

目 次

第	1	章	総	説
ਕਾ	•	-	data	ロノし

	1	業	務		3
:	2	計	量行	で 政の管轄区域	3
;	3	沿	革		4
	(1)	国に	こおける計量制度の変遷	4
	(2	2)	本県	具における計量制度の変遷	4
4	4	組	織と	職員	6
	5	土:	地•	建物	7
(6	基	準器		8
,	7	歳	入•	歳出決算	9
	(1)	歳	λ	9
	(2	2)	手数	女料収入の内訳1	0
	(3	3)	歳	出1	2
第	2 章	Ī		世関係事業の届出及び登録	
	1	概	説	1	5
:	2	特	定計	·量器製造事業の届出1	6
	3	特	定計	·量器修理事業の届出1	6
4	4	特	定計	・量器販売事業の届出1	8
	5	適	正計	・量管理事業所の指定1	8
(6	計	量証	明事業の登録 1	9
	7	計	量士	・の登録2	1
		_			
第	3 章	<u> </u>		2・検査・立入検査	
	1	検	定	2	5
	2	検	查	<u> </u>	7
	(1)	基準	售器検査2	7
	(2	2)	計量	^量 証明検査2	8
	(2			計量器の定期検査 2	

	(5)	種類別定期検査実績2	9
	(6)	令和2年度定期検査市町村別集計表(当所管轄分)3	1
	(7)	定期検査に代わる計量士による検査(代検査)3	2
3	立	入検査3	5
4	量	目検査及び指導3	6
5	計	量思想の普及	6
	_		
第 4	₽章	参考資料	
1	特	定市(那覇市)計量関係実績3	9
	(1)	定期検査実績3	9
	(2)	種類別定期検査実績3	9
	(3)	特定計量器立入検査3	9
	(4)	商品量目立入検査4	0
2	計	量関係団体4	0
3	沖	縄県計量協会役員等名簿4	1
4	令	和 2 年度事業計画表4	2
5	歳	入歳出・検定検査個数等の推移4	3
	(1)	歳入の推移 4	3
	(2)	歳出の推移4	4
	(3)	給完・給 杏個数の堆移	5

特定計量器とは?

取引又は証明における計量に使用される公算が高いもの、又は主に一般消費者の生活で使用されている計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして計量法施行令第2条で定められたものを特定計量器といいます(計量法第2条第4項)。

特定計量器には、タクシーメーター、質量計(非自動はかり、分銅等)、 温度計、電力量計、ガスメーター、水道メーター、圧力計、ガソリンメーター、濃度計、騒音計、振動計、浮ひょうなどがありますが、当計量検定所では特定計量器に関する業務として、タクシーメーターの装置検査、質量計の検定・定期検査、水道メーターの検定、ガソリンメーターの検定を行っています。

なお、特定計量器以外の計量器たとえば、ものさし、ますなどについては 計量法の規制はありません。 第1章 総 説



1 業務

当所は、計量法(平成4年法律第51号)に基づく計量に関する事務を行うため、沖縄県 行政組織規則(昭和49年3月30日規則第18号)第150条第1項により設置された行政機 関であり、特定計量器の検定、定期検査等の業務を行っています。

また、当所の管轄区域は、宮古・八重山事務所管轄区域を除く沖縄県一円であり、業務内 容は次のとおりです。

- (1) 計量関係事業の登録及び届出に関すること。
- (2) 計量思想の普及に関すること。
- (3) 特定計量器の検定に関すること。
- (4)特定計量器の定期検査に関すること。
- (5) 基準器検査に関すること。
- (6) 商品量目の適正指導に関すること。
- (7) その他計量に関すること。
- (8) 庶務に関すること。

2 計量行政の管轄区域

		区 分			所 在 地	管 轄 区 域
計	量	検	定	所	南風原町字新川 272-5	宮古・八重山事務所管轄区域を除く
						沖縄県一円
宮	古 事	務所	総務	課	宮古島市平良字西里	宮古島市、多良間村
					1125	
八	重山:	事務所	総務	課	石垣市字真栄里 438-1	石垣市、竹富町、与那国町

[縮尺、配置は実際と異なります]



伊是名村、伊平屋村



(慶良間諸島) 渡嘉敷村、座間味村



北大東村 ٥ 南大東村



久米島町

八重山事務所管轄区域 (石垣市、竹富町、与那国町)



宮古事務所管轄区域 (宮古島市、多良間村)

3 沿 革

(1)国における計量制度の変遷

大宝1年(701年) 大宝律令の制定く我が国初の度量衡制度の確立>

中国(唐)の制度を手本にした度量衡制度発足

文禄3年(1594年) 太閤検地<古代制度の全面的見直し>

豊臣秀吉が米納中心の貢租制度確立

明治24年(1891年) 度量衡法制定<近代的な計量制度の確立>

・尺貫法とともにメートル法を公認。基本単位「尺と貫」

・営業に使用する計量器を検定の対象とし、製造・販売事業に

免許制を導入

明治43年(1910年) 電気測定法制定<電気計器の検定開始>

大正 10 年(1921年) 度量衡法改正

メートル法に統一。基本単位「メートル」「キログラム」

昭和23年(1947年) 地方自治法施行

地方計量行政職員が、国から地方公務員に身分移行

昭和26年(1951年) 計量法制定<計量単位の拡大>

・単位の対象拡大 (度量衡中心から熱量、濃度等加える)

・メートル法の推進

昭和31年(1956年) 地方自治法改正

計量検定所が必置地方行政機関へ

昭和34年(1959年) 計量法改正

一般の商取引をメートル法に統一

昭和41年(1966年) 計量法施行法第3条の政令制定

土地・建物の取引もメートル法に統一

昭和41年(1966年) 計量法改正<明治以来の計量器規制改正>

電気測定法との統合

規制対象計量器の削減

・製造事業を許可制から登録制へ

平成5年(1993年) 計量法全面改正<現行計量法の制定>

・計量単位の国際(SI)単位系への統一

・トレーサビリティー (JCSS) 制度の導入

平成5年(1993年) 地方自治法改正

計量検定所が必置地方行政機関から削除

平成11年(1999年) 計量法改正<地方分権一括法改正>

・計量法上の地方自治体の事務を機関委任事務から自治事務・ 検定等業務へ

・地方自治体職員の計量教習の受講義務の廃止

(2) 本県における計量制度の変遷

先の大戦によって本県は大きな戦災を被り、すべての記録が消失したため、計量検定 所の前進である度量衡検査所がいつごろ設置され、計量業務が開始されたのか、はっき りしません。

しかし、計量百年史に収録された大日本度量衡会会員名簿(明治 30 年 1 月現在) に、 沖縄県度量衡常置検査所、検査官 仲吉朝助の氏名が記載されていることから、度量衡常 置検査所が設置されたのは、それ以前であると考えられます。 また、『沖縄現代史』によると、明治 41 年 11 月、県令をもって度量衡取締規則を発布し、専門技術者を配置、度量衡常置検定所が設置されています。その後において沖縄県度量衡常置検定所と改称し、幾多の変遷を挙げて昭和 14 年頃には、主任1名、検査官4名、給仕1名が配置され、計量行政が行われていました。 昭和 20 年4月1日、米軍上陸により、度量衡常置検定所の機能は消滅しました。

なお、戦後における当所の沿革は、次のとおりです。

昭和 25 年 群島政府発足 {沖縄 (11 月 4 日)、宮古 (11 月 18 日)、八重山 (11 月 7 日)、奄美 (11 月 25 日) } 度量衡条例 (各群島)公布

昭和26年5月 各群島政府に度量衡検定所設置

昭和27年4月1日 琉球政府の発足に伴い、各群島政府の度量衡検定所を統合し、商工局琉球度量衡検定所と改称。宮古、八重山、奄美に支所を設置し、それぞれ計量担当者1名を配置

昭和28年4月1日 商工局琉球度量衡検定所は経済局琉球計量検定所に改称

昭和28年11月27日 琉球計量法の公布

昭和28年12月25日 奄美の祖国復帰に伴い、奄美支所を廃止

昭和40年8月1日 経済局琉球計量検定所は通商産業局計量検定所に改称

昭和47年5月15日 祖国復帰に伴い琉球政府は沖縄県に改称

琉球政府通商産業局計量検定所は沖縄県労働商工部計量検定所に 改称、計量法(昭和 26 年法律第 207 号)適用

宮古、八重山両支庁の総務課に計量担当職員各1名配置

昭和54年8月1日 労働商工部計量検定所は商工観光部計量検定所に改称

昭和55年4月1日 南風原町新川272番地の5に計量検定所の独立庁舎を新築し、那 覇市寄宮312番地から移転

昭和58年4月1日 商工観光部計量検定所は商工労働部計量検定所に改称

平成5年11月1日 新計量法施行(平成4年法律第51号)

平成10年4月1日 組織改正に伴い商工労働部計量検定所は文化環境部計量検定所に 改称

平成12年4月1日 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例(平成12年3月31日沖縄県条例第9号)施行(地方自治法及び計量法の改正 に伴う)

平成 12 年 10 月 13 日 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例(平成 12 年 10 月 13 日沖縄県条例第 67 号)施行

平成 21 年 4 月 1 日 組織改正に伴い、宮古及び八重山の両支庁総務・観光振興課をそれぞれ宮古事務所総務課、八重山事務所総務課に改称

平成 22 年 4 月 1 日 組織改正に伴い文化環境部計量検定所は環境生活部計量検定所に 改称

平成25年4月1日 沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例(平成25年3月30日沖縄県条例第17号)施行

平成 26 年 4 月 1 日 組織改正に伴い、環境生活部計量検定所は子ども生活福祉部計量 検定所に改称

参考文献 1.『計量百年史』 (社) 日本計量協会 昭和 53 年発行 P254 参照

2. 『沖縄現代史』 真境名 安興 著 琉球新報社 1967 年発行 第四編第五章 産業の発達 度量衡 P378 参照

4 組織と職員(令和2年4月1日現在)

(1)組織



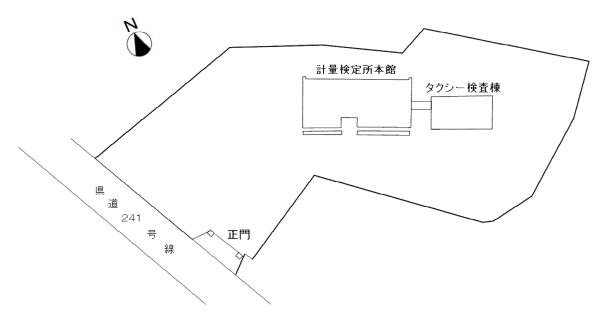
(2)職員の配置状況

職	名	区分	主 な 所 掌 事 務
所	長	技術	1. 所の事務を掌握、所員の指揮監督に関すること
副所	長	技術	1. 検定、検査等の業務割当に関すること
			2. 事業の全体計画及びその推進に関すること
			3. 出納員の事務に関すること
			4. 所の予算・決算及び財産管理等の総括
			5. 計量思想の普及及び計量記念日事業に関すること
主	査	事務	1. 予算、経理、一般庶務に関すること
	,		
主任技	前	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務(共通業務)
			2. タクシーメーター装置検査関係事務
			3. 特定計量器(タクシーメーター)の届出等関係事務
			3. 電気・水道・ガスメーター実態調査に関すること
			4. 検定証印の受入・返納及び管理に関すること
ナ <i>は</i> #	- 6 11	++ 4=	1 株字乳具型の松木 松字光数(井泽光数)
主任技	(pili	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務(共通業務) 2. はかり定期検査関係事務
			2. はかり足効便宜関係事務 3. 特定計量器(はかり)の届出等関係事務
			4. 代検査業務に関すること
			5. 商品量目の適正化指導及び立入検査に関すること
			6. 周阳重日9. 题正旧旧中次0至7. 恢且に因うること
主	任	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務(共通業務)
			2. 基準器の管理に関すること
			3. 計量士・計量証明事業の登録及び立入検査に関すること
			4. 特定計量器(濃度計)の届出等関係事務
			5. 全国・九州の行政会議、技術会議等に関すること
			6. 証紙収納関係事務
技	師	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務(共通業務)
			2. 燃料油メーター、水道メーター検定関係事務
			3. 特定計量器(燃料油メーター、液化石油ガスメーター、
			水道メーター)の届出等関係事務
			4. 適正計量管理事業所の指定及び立入検査に関すること

5 土地・建物

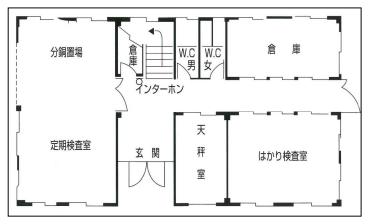
- ·所 在 地 沖縄県南風原町字新川 272-5
- ·敷 地 3,488.41 m²
- ・建 物 本館 鉄筋コンクリート 2 階建て 443.6 ㎡タクシー検査棟 鉄筋コンクリート平屋建て 98.0 ㎡
- ・建設期間 昭和54年11月着工、昭和55年3月竣工

(1)計量検定所平面図

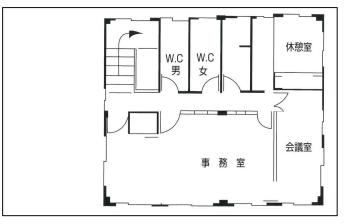


(2) 本館及びタクシー検査棟平面図

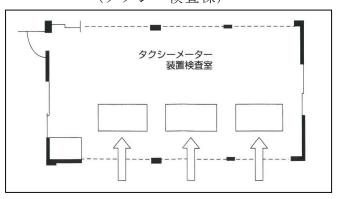
(本館1階)



(本館2階)



(タクシー検査棟)



6 基準器(令和2年4月現在)

設 備 器 具 名	数量	備考
基準巻尺	1 個	2m/1mm
タクシーメーター装置検査用基準器	3 台	1m×2 台、2m×1 台
基準台手動はかり	1 "	1000kg/50g
特級基準分銅	1 組	10kg/1mg
一級基準分銅	1 "	10kg~1g
II .	1 "	$5 \mathrm{kg} \sim 1 \mathrm{mg}$
II	1 "	$10 \mathrm{kg} \sim 1 \mathrm{mg}$
一級実用基準分銅	75 個	20kg×25 個 10kg×50 個
二級基準分銅	65 "	1t×50 個、500kg×15 個
II .	46 "	20kg~500g
II .	4 組	100g~10mg
II .	2 "	200g~1mg
二級実用基準分銅	12 個	10kg~500g
II .	50 個	20 kg
基準ガラス製温度計	2 "	0°C、34°C∼43°C ∕ 0.05°C
II .	1 "	0°C、33°C∼43°C∕0.05°C
II .	1 "	-2°C ~52°C ∕ 0. 1°C
基準フラスコ	1 "	10 リットル
II .	1 "	5000 ミリリットル
II .	1 "	1000 ミリリットル
II .	1 "	500 ミリリットル
II .	1 "	200 ミリリットル
II	1 "	100 ミリリットル
液体メーター用基準タンク	1 "	20.0 リットル
II	1 "	10.0 リットル
II .	1 "	5.0 リットル
液体タンク用基準タンク	1 "	10.0 リットル
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	1 "	0.500~0.650g/cm²

7 歳入・歳出決算

(1) 歳入

年 度 科 目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
(款) 使用料及び手数料	8, 929, 940	8, 753, 100	8, 752, 620
(3)	0,020,010	0, 100, 100	0, 102, 020
(項)使用料	6,000	3,000	3,000
(目) 商工労働使用料	6,000	3,000	3,000
(節) 土地使用料	6,000	3,000	3,000
(項)手数料	686, 970	550, 090	849, 350
(目) 商工労働手数料	686, 970	550, 090	849, 350
(節) 定期検査等手数料(集合場所検査)	686, 970	550, 090	849, 350
(項)証紙収入	8, 236, 970	8, 200, 010	7, 900, 270
(目) 証紙収入	8, 236, 970	8, 200, 010	7, 900, 270
(節) 証紙収入	8, 236, 970	8, 200, 010	7, 900, 270
(款) 財産収入	0	0	0
(項) 財産売払収入	0	0	0
(目) 物品売払収入	0	0	0
(節) 不用品売払代	0	0	0
(款) 諸収入	265, 123	157, 097	208, 842
(項)雑入	265, 123	157, 097	208, 842
(目) 雑入	265, 123	157, 097	208, 842
(節) 計量検定所旅費	246, 300	138, 440	185,000
(節) 雑入	18, 823	18, 657	23, 842
合 計	9, 195, 063	8, 910, 197	8, 961, 462

(2) 手数料収入の内訳

ア. 計量検定所

(単位:円)

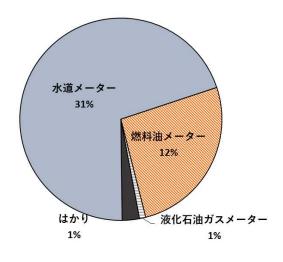
事	項	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計量証明事業登録	件数	0	0	1
	金額	0	0	53, 800
計量証明事業	件 数	0	0	0
登録証の交付	金 額	0	0	0
適正計量管理	件数	0	0	0
事業所の指定	金 額	0	0	0
基準器検査	個 数	550	569	483
	金額	1, 212, 580	1, 177, 520	993, 890
計 量 証 明 検 査	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
はかり定期検査	個 数	797	591	868
(集合・所在場所検査)	金額	777, 370	659, 290	890, 350
装 置 検 査	個 数	4,688	4,607	4, 248
	金額	3, 281, 600	3, 224, 900	2, 973, 600
検定	個 数	29, 738	32, 137	33, 635
	金額	3, 648, 230	3, 685, 590	3, 831, 580
(質量計)	個 数	(38)	(44)	(32)
	金 額	(129, 150)	(100, 100)	(105, 950)
内 (水道メーター)	個 数	(29, 222)	(31, 624)	(33, 109)
	金額	(2, 368, 180)	(2, 572, 940)	(2,686,430)
訳(燃料油メーター)	個 数	(443)	(436)	(488)
	金額	(926, 900)		
(液 化 石 油	個 数	(35)	(15)	(6)
ガスメーター)	金額	(224, 000)	(95, 400)	(38, 100)
そ の 他		13	7	16
	金 額	4, 160	2,800	6, 400
合 計	件数又は個数	35, 786	37, 911	39, 251
	金 額	8, 923, 940	8, 750, 100	8, 749, 620

注) 基準器検査個数には県保有基準器の検査個数も含む。

令和2年度 手数料収入内訳比率

基準器検査 その他 0% 検定 40% 34% はかり定期検査 10%

検定手数料内訳比率



イ. 宮古事務所 (参考)

(単位:円)

				事			ij	Ę	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
は	カゝ	り	定	期	検	査	個	数	201	92	158
							金	額	300, 950	216, 700	228, 650
装		置		検		査	個	数	171	200	188
							金	額	119, 700	140,000	131, 600
検						定	個	数	35	58	45
							金	額	96, 650	121, 500	128, 700
	合				計		件数又	スは個数	407	350	391
							金	額	517, 300	478, 200	488, 950

ウ. 八重山事務所(参考)

(単位:円)

				事				項	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
は	カュ	り	定	期	検	查	個	数	144	55	133
							金	額	162, 900	46, 400	123, 400
装	į	置		検		查	個	数	343	322	313
							金	額	240, 100	225, 400	219, 100
検						河	個	数	42	15	47
							金	額	91,650	48, 150	105, 100
	合				計		件数	又は個数	529	392	493
							金	額	494, 650	319, 950	447,600

(3)歳出(人件費除く)

(款) 商工費(項) 鉱工業費(目)計量検定費

-				
項	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
目	科目			
	旅費	0	0	0
	需 用 費	1, 382, 697	1, 288, 026	1, 312, 408
	(食糧費)	(0)	(0)	(0)
	(消耗品費)	(439, 322)	(533, 440)	(619, 443)
ا بد	(燃料費)	(0)	(0)	(0)
計	(印刷製本費)	(51, 148)	(104, 969)	(134, 994)
量	(光熱水費)	(449, 427)	(391, 497)	(408, 371)
検	(修繕料)	(442, 800)	(258, 120)	(149, 600)
定	役 務 費	178, 283	158, 763	150, 345
所	(通信運搬費)	(174, 083)	(154, 563)	(146, 145)
運	(手数料)	(4, 200)	(4, 200)	(4, 200)
	委 託 料	1, 342, 832	1, 518, 903	1, 520, 670
営	使用料及び賃借料	0	49, 500	118, 800
費	備品購入費	0	0	0
	(庁用器具費)	(0)	(0)	(0)
	(機械器具費)	(0)	(0)	(0)
	(1成1队60六月)	(0)	(0)	(0)
	小 計	2, 903, 812	3, 015, 192	3, 102, 223
	報酬	1, 467, 152	1, 523, 520	1, 725, 600
	職員手当等	_	_	240, 479
	旅費	959, 000	726, 489	584, 20
	(普通旅費)	(959,000)	(726, 489)	(59,770)
	(費用弁償)	(0)	(0)	(24,750)
	需 用 費	1, 153, 592	2,004,602	2, 574, 874
	(食糧費)	(0)	(0)	(0)
計	(消耗品費)	(118, 335)	(115, 380)	(138, 02)
量	(燃料費)	(147, 638)	(147, 653)	(104, 487)
検	(印刷製本費)	(110, 970)	(117, 580)	(124, 300)
	(光熱水費)	(0)	(0)	(0)
定	(修繕料)	(776, 649)	(1,623,989)	(2, 208, 005)
取	役務費	161, 618	96, 497	146, 323
締	(通信運搬費)	(85, 100)	(18, 036)	(82, 716)
費	(手数料)	(3,668)	(4,051)	(3,087)
	(火災保険料)	(0)	(0)	(0,001) (0)
	(自動車損害保険料)	(72, 850)	(74, 410)	(60, 520)
	委 託 料	149, 040	671, 400	198, 000
	安 記 科 使用料及び賃借料	381, 585	320, 423	212, 953
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· ·
	備品購入費 (京田県貝弗)	1, 197, 773	475, 200	(0)
	(庁用器具費)	(0)	(0)	(0)
	(機械器具費)	(1, 197, 773)	(475, 200)	(0)
	負担金、補助及び交付金	62,000	77, 000	64, 000
	補償、補填及び賠償金 公 課 費	31, 200	23, 000	6, 600
	M K	31, 200	20,000	0,000
	小 計	5, 562, 960	5, 918, 131	5, 753, 349
	合 計	8, 904, 454	8, 466, 772	8, 855, 572

(単位:円)

第2章 計量関係事業の届出及び登録

1 概 説

適正計量を確保するため、特定計量器の製造事業は経済産業大臣への届出、修理事業、 販売事業は都道府県知事への届出、計量証明事業は都道府県知事の登録が必要です。

計量関係事業届出及び登録数の総括表 (令和3年3月31日現在)

	入	り総括表	(令和 3	年 3 月 3	1日現在)
事業区分	製造	修理	販売	計量証明	適正計 量管理 事業所	計
水道メーター第1類	2					2
水道メーター第2類	2					2
タクシーメーター		10				10
質量計第1類		14				14
質量計第2類		14				14
分銅等		9				9
ホッパースケール		5				5
充填用はかり		5				5
コンベアスケール		5				5
自動補足式はかり		6				6
その他自動はかり		6				6
自重計		6				6
自動車等給油メーター	3	4				7
小型車載燃料油メーター	3	3				6
大型車載燃料油メーター	3	2				5
定置燃料油メーター等	3	2				5
液化石油ガスメーター	2	1				3
濃度計第1類		6				6
濃度計第2類		5				5
濃度計第3類		5				5
販売 (質量計)			168			168
計量証明 (質量)				4		4
計量証明 (体積)				1		1
計量証明 (濃度 (大気))				10		10
計量証明 (濃度 (水))				17		17
計量証明(濃度(土壌))				17		17
計量証明 (音圧レベル)				13		13
計量証明 (振動加速度レベル)				12		12
適正計量管理事業所					202	202
合 計	18	108	168	74	202	570

注) 同一事業者が複数の登録等をしているため、登録数等の合計は事業者数と一致しません。

2 特定計量器製造事業の届出

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、計量法第 40 条の規定に基づき、事業の区分ごとに、経済産業大臣への届出をしなければなりません。その際、定められた基準に適合する基準器等の検査設備を有することが必要です。

[県内業者]

	名 称	所 在 地	事業の区分
1.	宮城計器株式会社	那覇市壺屋 1-27-6	水道メーター第1類、2類
2.	有限会社那覇量水器	那覇市上間 339-15	"

[県外業者]

	名 称	所 在 地	事業の区分
1.	(株)富永製作所 沖縄営業所	浦添市字安波茶 1-55-2	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載用燃料油メーター 定置燃料油メーター等
2.	トキコシステムソリューショ ンズ株式会社 九州支店沖縄 駐在員事務所		自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載用燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
3.	(株)タツノ 沖縄営業所	浦添市前田 3-2-6	IJ

3 特定計量器修理事業の届出

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、計量法第 46 条の規定に基づき、事業の区分ごとに、都道府県知事へ届出をしなければなりません。その際、定められた基準に適合する基準器等の検査設備を有することが必要です。

名 称	所 在 地	事業の区分
1. アサヒメーターシステム	那覇市東町 15-16	タクシーメーター
2. 丸仲計器部品	浦添市勢理客 1-26-10	IJ
3. 三和メーター商会	那覇市古波蔵 2-31-24	IJ
4. (株)沖電子	那覇市港町 2-16-7	IJ
5. 名幸メーター商会	那覇市寄宮 2-30-2	IJ
6. (有)泉商事	那覇市安謝 192	IJ
7. 沖縄ハイタク事業協同組合	沖縄市松本 6-8-20	IJ
8. 東和タクシー(名)	沖縄市八重島 3-11-11	II
9. 三和交通(株)	南風原町新川 420-6	IJ
10. 沖縄トヨタ自動車(株)	宮古島市平良下里 1158-1	自動車等給油メーター
宮古支店		小型車載燃料油メーター
11. (株)エコ・ピット	宮古島市平良字久貝 686	タクシーメーター

		番地 7	
12.	久場はかり	那覇市天久 1113 D-1	質量計1類、2類
13.	東芝テックソリューションサービス(株)	那覇市小禄 3-12-13	IJ
	那覇サーヒ、スステーション		
14.	(株)ナカフク	浦添市西洲 2-10-1	質量計1類、2類、分銅等
15.	沖縄イシダ(株)	那覇市曙 1-13-11	質量計1類、2類、分銅
			等、ホッパースケール、充
			填用はかり、コンベアスケ
			ール、自動補足式はかり、
			その他自動はかり
16.	沖縄計量器(株)	那覇市港町 2-4-13	JJ
17.	(有)フォーラムサイエンス	宜野湾市志真志 3-8-1	質量計1類、2類、分銅等
18.	(有)共和サプライ	南風原町字宮平 361-17	<i>II</i>
		北丘ハイツ A-15	
19.	(株)国際重機	那覇市字安謝 653	質量計1類、2類、自重計
20.	(株)九州テラオカ	那覇市真地 171 102 号	質量計 1 類、2 類、自動補
	沖縄営業所		足式はかり、その他自動はか
			ŋ
21.	新井ハカリ	中城村字久場 1936-5	質量計1類、2類
22.	(株)テクノ・スケール	沖縄市泡瀬 2-36-7	質量計1類、2類、分銅
			等、ホッパースケール、充
			填用はかり、コンベアスケ
			ール、自動補足式はかり、
			その他自動はかり
23.	(有)沖研開発	宜野湾市宜野湾 3-17-1	IJ
24.	(有)大和サービス	沖縄市松本 6-7-3	自重計
25.	沖縄日野自動車株式会社	豊見城市豊崎 3-68	IJ
26.	(有)沖縄メンテナンス	八重瀬町後原 1169-1	質量計1類、2類、分銅
			等、ホッパースケール、充
			填用はかり、コンベアスケ
			ール、自動補足式はかり、
			その他自動はかり
27.	(有)サンテクノ	うるま市塩屋 289-1	質量計1類、2類、分銅等
28.	Nobu オートサービス	名護市字宇茂佐 1493	自重計
29.	パイオニア電設(株)	浦添市伊祖 4-21-2	自動車等給油メーター
			液化石油ガスメーター
30.	コモタ株式会社 沖縄営業所	西原町字棚原 1-10-21	自動車等給油メーター
<u> </u>			

31.	(株)石垣エスエスグループ	石垣市登野城 655-3	自動車等給油メーター
			小型車載燃料油メーター
			大型車載用燃料油メーター
			定置燃料油メーター等
32.	(有)日本防災技研	石垣市真栄里 448-5	IJ
33.	合名会社 宮古給油所	宮古島市平良字西里	小型車載燃料油メーター
		841-3	
34.	(有)沖縄小堀電機	浦添市伊祖 3-1-7	濃度計1類、2類、3類
35.	(株)電協エンジニアリング	うるま市石川東恩納	IJ
		1426-1	
36.	沖縄プラント工業(株)	浦添市牧港 4-11-3	IJ
37.	J-POWER ジェネレーションサ	うるま市石川赤崎 3-4-1	IJ
ーヒ	でス株式会社		
38.	沖縄非破壊検査(株)	沖縄市泡瀬 3-39-7	IJ
39.	(有)総検エンジニア	沖縄市美原 2-15-1	濃度計1類
40.	塩川自動車	本部町字崎本部 3200-1	自重計
41.	(有)南栄自動車	南城市佐敷津覇古 1191-1	JJ

4 特定計量器販売事業の届出

特定計量器のうち質量計 (非自動はかり(家庭用特定計量器を除く)、分銅及びおもり) の販売の事業を行おうとする者は、計量法第 51 条の規定に基づき、都道府県知事へ届出をしなければなりません。届出を受けるためには、店舗を有し、計量販売に関する一定の知識を有することが必要です。

事業区分	質量計
計量検定所	161
宮古事務所	2
八重山事務所	7

5 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものは計量法第 127 条の 規定に基づき、適正計量管理事業所として経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受ける ことができます。適正計量管理事業所では使用する特定計量器を計量士が定期的に検査 し、当該事業所における計量管理の方法について知事の行う検査を受けなければなりませ ん。指定の区分は、次のとおりです。

- (1) 経済産業大臣が指定するもの・・・国の適正計量管理事業所
- (2) 都道府県知事が指定するもの・・・上記以外の事業所

適正計量管理事業所の指定状況 (特定市含む)

指定区分	事業所の名称	所 在 地	事業所数
沖縄県知事	日本郵便株式会社	県内一円 (特定市を除く)	165
11	"	那覇市	38

6 計量証明事業の登録

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の計量上の証明及び濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量上の証明の事業を行おうとする者は、計量法第 107 条の規定に基づき、事業の区分ごとに、都道府県知事の登録をうけなければなりません。

登録を受けるためには、定められた基準に適合する証明用の特定計量器を備え、計量管理を職務とする計量士等をおくことが必要です。

(1)登録状況

事業者名	事業所の所在地	事業の区分
1. (株)拓琉金属	浦添市港川 495-9	質量
2. 第一食糧(株)	那覇市港町 3-6-18	質量
3. (一社)全沖縄検数協会	那覇市港町 2-12-18	質量、体積
4. (株)沖縄環境保全研究所	うるま市字州崎 7-11	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
5. (一財)沖縄県環境科学センター	浦添市経塚 720	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
6. (株)沖縄環境分析センター	宜野湾市真栄原 3-7-24	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
7. (株)沖縄環境科学研究所	宜野湾市新城 1-24-13	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
8. (有)沖縄環境技術センター	宜野湾市大山 1-8-5	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル

9.	沖縄県生コンクリート工業組合	那覇市港町 2-14-1	濃度(水・土壌)
10.	(株)イーエーシー	浦添市屋富祖 3-34-17	濃度(大気・水・土壌)
			音圧レベル
			振動加速度レベル
11.	(株)南西環境研究所	西原町字東崎 4-4	濃度(大気・水・土壌)
			音圧レベル
			振動加速度レベル
12.	(一財)沖縄県公衆衛生協会	南城市大里字大里 2013	濃度(水・土壌)
13.	沖縄環境調査(株)	那覇市安謝 2-6-19	濃度(大気・水・土壌)
			音圧レベル
			振動加速度レベル
14.	(有)環境リサーチ	うるま市字州崎 12-57	濃度(大気・水・土壌)
			音圧レベル
			振動加速度レベル
15.	(株)沖縄環境経済研究所	うるま市字州崎 12-57	音圧レベル
			振動加速度レベル
16.	(株)沖縄環境地域コンサルタント	浦添市伊祖 1-22-3-2F	濃度(水・土壌)
			音圧レベル
			振動加速度レベル
17.	(株)沖縄チャンドラー	那覇市曙 3-18-26	音圧レベル
			振動加速度レベル
18.	(株)総合環境研究機構	那覇市首里平良町 1-26-3	濃度(水・土壌)
19.	(株)真	恩納村字山田 1987-2	質量
20.	琉球環境リサーチ(株)	沖縄市知花 5-16-23	濃度(水・土壌)
21.	(株)沖縄エネテック	浦添市牧港 5-2-1	濃度(大気・水・土壌)
22.	(株)サステナ・アプローチ	宜野湾市我如古	濃度(水・土壌)
		3-22-1 C-1	音圧レベル
			振動加速度レベル
23.	(株)環境技建ウエーブ	那覇市寄宮 3-12-13	濃度(水・土壌)

(2) 事業者数及び証明件数(令和2年度)

事業の区分	計量証明事業者数	証明件数
質量	4	0
体積	1	0
濃度 (大気)	10	710
濃度 (水)	17	5, 586
濃度 (土壌)	17	825
音圧レベル	13	85
振動加速度レベル	12	48

7 計量士の登録

計量士は、計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施 を確保するために必要な措置を講ずることを職務としています。計量士になろうとする者 は、計量法第 122 条の規定に基づき、計量士の区分に従い、経済産業大臣の登録を受ける 必要があります。

(1)登録条件

- ア. 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務 の経験その他の条件に適合する者。
- イ. 国立研究開発法人産業技術総合研究所計量研修センターの課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者。
- (2) 計量士の登録状況 (令和3年3月31日現在)

ア. 一般計量士 31名

イ. 環境計量士 (濃度) 96名

ウ. 環境計量士(騒音・振動) 42名



第3章 検定·検査·立入検査等

1 検 定

取引・証明に使用される特定計量器は、その特定計量器の区分により経済産業大臣、 都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が実施する検定に合格し、検定証印 (タクシーメーターは装置検査証印)が付されたものか、指定製造事業者が製造し、基準 適合証印が付されたものでなければ使用できません。

また、特定計量器によっては、検定等の有効期間が定められており、この期間を経過し たものは、改めて検定等に合格しなければ使用できません。









装置検査証印

検定証印

装置検査合格シール

燃料油メーター・液化石油ガスメーター用 合格シール

(メーターの有効期間)

タクシーメーター	1年
水道メーター	8年
自動車等給油メーター	7年
小型・大型車載燃料油メーター	5年
液化石油ガスメーター	4年
ガスメーター	7年又は10年





タクシーメーター装置検査の様子



自動車等給油メーター検定の様子



水道メーター検定の様子

特定計量器の検定及び装置検査実績(過去3年間)

(1)計量検定所

	年 度	平成	30 年度		令利	中元年度		令	和2年度	
種	類	検定 個数 (個)	不合 格数 (個)	不合 格率 (%)	検定 個数 (個)	不合 格数 (個)	不合 格率 (%)	検 個 (個)	不合 格数 (個)	不合 格率 (%)
	~ シーメーター (装置検査)	4,688	227	4. 8	4, 607	189	4. 1	4, 247	176	4. 1
	電気式はかり	38	0	0. 0	44	0	0.0	32	0	0.0
	手 動 天 び ん									
質	等比皿手動はかり									
量	その他の手動はかり									
計	ばね式はかり									
	手動指示併用はかり									
	そ の 他 の 指 示 は か り 小 計	0.0								
	4	38	0	0.0	44	0	0.0		0	0.0
水道	水道メーター(40mm以下)	29, 222	1,678	5. 7	31, 642	1, 493	4. 7	33, 109	1,961	5.9
メーター	水道メーター(40mm以上) 小 計	00 000	1 670	F 7	01 640	1 400	4 7	22 100	1 001	F 0
/ /	自動車等給油メーター	29, 222	1,678	5. 7	31, 642	1, 493	4.7	33, 109	1, 961	5.9
燃	小型車載燃料油メーター	321 15	1	0. 3 6. 7	347 21	0	0.0	418	0	0.0
料	大型車載燃料油メーター	104	0	0. 0	66	0	0.0	16 54	0	0.0
油	簡易燃料油メーター	104	0	0.0	00	0	0.0	01	0	0.0
メーター	定置燃料油メーター	3	0	0.0	2	0	0.0			
	小 計	443	2	0.5	436	0	0.0	6	0	0.0
液化	: 石 油 ガスメーター	35	0	0.0	15	0	0.0	494	0	0.0
	合 計	34, 426	1, 907	5. 5	36, 744	1,682	4. 6	37, 882	2, 137	5. 6

表中空欄:対象なし

(2) 宮古事務所

	年度	平成	え 30 年度	Ę	令利	和元年度		令	和2年度	
		検定 個数	不合 格数	不合 格率	検定 個数	不合 格数	不合 格率	検定 個数	不合 格数	不合 格率
種類		(個)	(個)	(%)	(個)	(個)	(%)	(個)	(個)	(%)
タクシー	-メーター (装置検査)	171	11	6.4	200	0	0.0	188	1	0.5
質量計	電気式はかり等	1	0	0.0	1	1	100.0	2	0	0.0
,,,,,	小 計	1	0	0.0	1	1	100.0	2	0	0.0
	自動車等給油メーター	28	0	0.0	45	0	0.0	30	0	0.0
燃	小型車載燃料油メーター				10	0	0.0	5	2	40.0
料	大型車載燃料油メーター				2	0	0.0	8	0	0.0
油	定置燃料油メーター									
	小計	28	0	0.0	57	0	0.0	43	2	4.6
液化石	石 油 ガスメーター	6	0	0.0	·			·		·
î	合 計	206	11	5.3	258	1	0.4	233	3	1.3

表中空欄:対象なし

(3)八重山事務所

(C) NEHTON												
	年度	平成	え30 年度	H.V.	令利	和元年度		令	和2年度			
種類		検定 個数 (個)	不合 格数 (個)	不合 格率 (%)	検定 個数 (個)	不合 格数 (個)	不合 格率 (%)	検定 個数 (個)	不合 格数 (個)	不合 格率 (%)		
タクシー	ーメーター (装置検査)	343	19	6.4	322	0	0.0	313	0	0.0		
質量計	質量計電気式はかり等											
Х Д И	小 計											
	自動車等給油メーター	26	0	0.0				42	0	0		
燃	小型車載燃料油メーター	2	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0		
料	大型車載燃料油メーター	14	0	0.0	10	0	0.0	2	0	0		
油	定置燃料油メーター											
	小 計	42	0	0.0								
液化石	石 油 ガスメーター	0	0	0.0	4	0	0.0	2	0	0		
É	合 計		19	4. 9	337	0	0.0	360	0	0.0		

表中空欄:対象なし

2 検 査

(1) 基準器検査

「基準器」とは、計量検定所等が特定計量器の検定・検査を行う際に基準とする、より精度の高い計量器です。また、特定計量器の製造・修理事業者も検査設備として備えている必要があります。基準器は、その精度を保つため種類ごとに有効期間が定められており、より上位の基準器を用いた基準器検査を受けなければなりません。検査に合格した基準器には、下図の基準器検査証印が付されます。

基準器検査証印 ・・・・・・・・



基準器検査実績

				度	平成 30) 年度	令和元	年度	令和 2	年度	
種	類				/	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
タク	シーメ	ーター	装置	贪査用基	準器	3	0	3	1	0	0
基	準 台	1 手	動	はか	Ŋ	2	0	1	0	0	0
1	級	基	準	分	銅	132	0	7	0	119	0
2	級	基	準	分	銅	363	0	251	0	167	0
3	級	基	準	分	銅	448	0	430	0	399	0
液化	本メー	-ター	用基	準タ	ンク	7	0	0	0	0	0
	e	ì		計		955	0	692	1	685	0



基準分銅

はかりの検定・検査の基準として 使用するおもり(分銅)



基準タンク

燃料油メーター検定等で使用する、 体積の基準となるタンク(写真は 10L)



基準台手動はかり

1t、500kg 分銅等の大型分銅を検査する際、 大型分銅と基準分銅との比較に用いる

(2) 計量証明検査

計量証明事業者は、計量証明に使用する特定計量器(騒音計・振動レベル計・濃度計)について、政令で定められた期間(3年)ごとに、知事または計量士の行う検査を受けなければなりません。

計量証明検査は、計量管理が的確になされていることを確認するため、検定とは別に行われる計量器の性能及び器差に係わる検査です。



計量証明検査済シール

(3) 特定計量器の定期検査

取引又は証明に使用されている特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)については、不正な計量器を排除し、適正な計量の実施を確保するために2年に1回地区毎に定期検査を実施しています。

定期検査は、知事が指定した期日、場所で行う集合場所検査と、計量器が土地、建物に取り付けられている場合にその所在場所で行う所在場所検査があります。



はかり定期検査の様子



このはかりは家庭用です 取引や証明に 使用することはできません 沖縄県



家庭用特定計量器の表示

不合格シール

(4) 令和2年度 定期検査実績(計量検定所、宮古事務所、八重山事務所)

	区	分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率
検	集合場所・	· 所内検査	28	437	865	0	0.0%
定	所 在 場	所 検 査	1	1	3	0	0.0%
所	小	計	29	138	868	0	0.0%
宮	集合場	所 検 査	5	84	126	1	0.8%
	所 在 場	所 検 査	12	12	32	1	3.1%
古	小	計	17	96	158	2	1.3%
八	集合場	所 検 査	12	76	108	0	0.0%
重	所 在 場	所 検 査	11	12	25	0	0.0%
山	小	計	23	88	133	0	0.0%
	合	計	69	322	1, 159	2	0.2%

(5)種類別定期検査実績(過去3年間)

ア. 計量検定所

年 度	平成 3	0年度	令和え	元年度	令和 2	2年度
種類	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式はかり	297	0	258	1	413	0
手 動 天 び ん						
等比皿手動はかり					2	0
棒はかり						
その他の手動秤			7	0		
ばね式はかり	459	0	296	0	425	0
手動指示併用はかり	2	0	1	0	3	0
その他の指示はかり	2	0				
分銅	37	0	5	0	25	0
定量おもり		<u> </u>				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
定量増おもり			24	0		_
合 計	797	0	591	1	868	0

表中空欄:対象なし

イ. 宮古事務所

年度	平成 3	0 年度	令和え	元年度	令和 2	2年度
種類	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式はかり	94	8	55	4	68	1
手 動 天 び ん						
等比皿手動はかり						
棒はかり						
その他の手動秤	1	0	1	0	1	0
ばね式はかり	106	3	36	0	88	1
手動指示併用はかり						
その他の指示はかり					1	0
分 銅						
定量おもり						
定量増おもり						
合 計	201	11	92	4	158	2

表中空欄:対象なし

ウ. 八重山事務所

年度	平成 3	0年度	令和え	元年度	令和 2	2年度
種類	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式はかり	53	0	17	0	53	0
手 動 天 び み						
等比皿手動はかり						
棒はかり)					
その他の手動科	2					
ばね式はかり	91	0	38	0	80	0
手動指示併用はかり						
その他の指示はかり						
分	i					
定量おもり		_	_	_	_	_
定量増おもり						
合 計	144	0	55	0	133	0

表中空欄:対象なし

(6) 令和2年度 定期検査市町村別集計表(計量検定所管轄分) 表中空欄:対象なし

(6) 市和 2	十尺,		EL 117 PH.	א נית ניזי ו	: 01 1X				/		47 丁	空欄: 3	引家なし
	<u> </u>	1	2	3	4	(5)	検査 ⑥	10 数	8	9	10	(1)	
	検査	電線	手	等手	棒	そ手	ば	手併	そ指	分	定お	定お	
市町村	戸数	気式	動	比動	秤	の動	ね	動用	の示	銅	量も	量も	合
		低秤	天	皿秤		他秤	式	指秤	他秤		り	増り	計
		抗	秤			Ø	秤	示	の				
うるま市	51	46					52	1					99
沖縄市	25	23					21						44
宜野湾市	13	14					7						21
浦添市	44	54		1			54			20			131
名護市													0
糸満市													0
国頭村	8	16					25						41
大宜味村	32	7					40						47
東村	20	10					19						29
今帰仁村	28	15					32						47
本部町													0
恩納村													0
宜野座村													0
金武町													0
伊江村													0
読谷村	25	30					42						72
嘉手納町	17	18		1			14			5			38
北谷町	11	10					5						15
北中城村													0
中城村													0
西原町	7	13					3						16
豊見城市	26	31					9						40
八重瀬町	27	25					22						47
南城市	35	26					41						67
与那原町													0
南風原町													0
久米島町	1	3											3
渡嘉敷村													0
座間味村													0
栗国村													0
渡名喜村	8	7					8						15
南大東村													0
北大東村	10	15					11						26
伊平屋村	12	26					7						33
伊是名村	18	24					13						37
所内													0
													0
合 計	438	413	0	2	0	0	425	3	0	25	0	0	868

(7) 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)

定期検査に代わる計量士による検査は、知事が行う特定計量器の定期検査の代行検査として、計量士に検査の権限を与えた制度です。使用する特定計量器について、計量士による検査を受けた事業所は、知事に定期検査免除届を提出すると、計量器の定期検査が免除されます。

ア. 代検査を実施している計量士(令和2年度実績報告のある者)

白川 忠一	上江洲 直	仲里 光秀
高橋 正寿	照屋 寛俊	上江洲 直人
翁長 良樹	上江洲 智志	又吉 洸太

イ. 代検査実績

(i) 計量検定所

	年 度	平成 3	0 年度	令和テ	元年度	令和 2	2年度
種類		検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式は	こ か り	2,970	18	2, 344	13	1, 294	26
手 動 天	びん						
等 比 皿 手 動	はかり			1	0		
棒は	かり						
その他の	手 動 秤	40	0	30	1	52	2
ばね式は	: かり	910	2	854	2	341	14
手動指示併月	月はかり	2	0	1	0		
その他の指示	まはかり	19	0	5	0		
分	銅						
定量お	もり						
定量増お	;						
合	計	3, 941	20	3, 235	16	1687	42

表中空欄:対象なし

(ii) 宮古事務所

		年 度	平成 3	0 年度	令和元	元年度	令和 2	2年度
種	類		検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電	気 式 は	かり	111	0	20	0	28	0
手	動 天	びん						
等	比皿手動に	まかり						
棒	は か	り						
そ	の他の手	動秤	11	0	6	0	7	0
ば	ね 式 は	かり	50	0	8	0	18	0
手	動指示併用	はかり						
そ	の他の指示	はかり						
分		銅						
定	量お	もり						
定	量増お	もり						
	合 計		172	0	34	0	53	0

表中空欄:対象なし

(iii) 八重山事務所

年 度	平成 3	0年度	令和テ	元年度	令和 2	2年度
種 類	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電気式はかり	181	0	30	0	27	0
手 動 天 び ん						
等比皿手動はかり						
棒はかり						
その他の手動秤	10	0			3	1
0ば ね 式 は か り	122	0	9	0	3	0
手動指示併用はかり						
その他の指示はかり						
分銅						
定量おもり						
定量増おもり						
合 計	313	0	39	0	33	1

表中空欄:対象なし

ソ・7和2			1. 1112	77/(41/2	(()	検査値				21		付象なし
市町村	① 電線 気低 抗 抗	② 手動 天 秤	③等手比動皿秤	④ 棒 秤	⑤ そ動 他 の	⑥ばね式秤	⑦ 手動 指 示	8 そ お の 他 の	9 分銅	⑩ 定 量 り	① 定お 量り	合 計
うるま市	137				6	34						177
沖縄市	298				7	62						367
宜野湾市	106				1	3						110
浦添市	118				4	17						139
名護市	49				7	7						63
糸満市	77				5	27						109
国頭村	24				4	6						34
大宜味村	4											4
東村	37				1	1						39
今帰仁村	25					2						27
本部町	4					6						10
恩納村	2											2
宜野座村	71					27						98
金武町	5				1							6
伊江村												0
読谷村	38				1	3						42
嘉手納町	19					7						26
北谷町	31					11						42
北中城村	1											1
中城村	18				8	3						29
西原町	71				6	42						119
豊見城市	34				1	22						57
八重瀬町	31					19						50
南城市	36					29						65
与那原町	25					9						34
南風原町	20					2						22
久米島町												0
渡嘉敷村												0
座間味村												0
粟国村												0
渡名喜村	2											2
南大東村	4											4
北大東村	5											5
伊平屋村	2					2						4
伊是名村												0
合 計	1, 294	0	0	0	52	341	0	0	0	0	0	1, 687

3 立入検査

商取引における計量の適否は県民の経済生活に影響を及ぼすものであります。消費者に不利益を及ぼす諸要素を排除し取引の安全を図るため、計量法第 148 条の規定に基づき、一般商品、工場、事業場等立入検査を実施する予定でしたが、令和 2 年度の立入検査は新型コロナウイルス感染症蔓延のため実施できませんでした。

(1)特定計量器立入検査

種類	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率
質 量 計	_	-	-	-	-	-
タクシーメーター	_	-	-	_	_	-
ガスメーター(都市ガス)	-	-	-	-	-	-
ガスメーター(石油ガス)	-	_	-	-	-	-
ガスメーター(石油ガス)*1	-	_	-	-	-	-
水道メーター	_	_	-	-	-	-
燃料油メーター	ı	_	_	_	ı	ı
液化石油ガスメーター	ı	_	_	_	ı	ı
電 力 量 計	-	_	_	_	-	_
合 計	_	_	_	_	_	_
合 計※1	_	_	_	_	_	_

^{※1}は台帳検査である

(2)商品量目立入検査

į	種別		不適正戸数	率	検査個数	不適正個数	率
	肉	-	-	_	-	-	-
食料品スーパー	魚	-	-	_	-	_	-
スーパー	野菜	-	-	-	-	_	-
	小 計	-	-	-	-	-	_
詰辺	詰込み事業所		_	_	-	_	_
合	計	_	_	_	_	-	_

注) 食料品スーパーの小計の検査戸数および不適正戸数は延べ数





量目立入検査の様子

(3) 事業所への立入検査

区分別	調査戸数	指導戸数	率	主な指摘理由
特定計量器製造事業所	_	-	-	
特定計量器修理事業所	_	ı	ı	
特定計量器販売事業所	_	ı	ı	
計量証明事業 (一般)	_	ı	ı	
計量証明事業 (環境)	_	ı	ı	
適正計量管理事業所	_	ı	ı	
計量士	_	-	-	

4 量目検査及び指導

計量法第10条第1項は、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者に、 正確に計量をするよう努めることを義務づけています。

生活関連物資で計量取引される可能性が高い商品などを特定商品と定めています。特定商品にはそれぞれ特定物象量(質量又は体積)が定められ、特定商品を特定物象量により内容量を表示して販売するときは、表記量との差が法令(特定商品の販売に係る計量に関する政令第3条)の定める許容範囲(量目公差)を超えて不足することのないように、計量しなければなりません。

令和2年度の量目検査は新型コロナウイルス感染症蔓延のため実施できませんでした。

 対象商品
 件数
 改善指導
 指導(努力規定)
 備考

 試買検査

 優良県産品

 観光土産品

令和2年度量目検査実績

5 計量思想の普及

計量記念日事業として、県内各市町村及び特定計量器製造、修理並びに計量証明事業者等に対し、計量記念日ポスター及び「計量のひろば」等のリーフレットを配布し、消費者への計量についての啓発に努めました。また、計量記念日(11 月 1 日)にイオン南風原店 1 階イベント広場において「計量の広場」を設け、パネルや特定計量器の展示、重さ当てクイズ等を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和 2 年度は開催を断念しました。

第4章 参考資料

1 特定市 (那覇市) 計量関係実績 (令和2年度分)

(1) 定期検査実績

		区	分			実施延人数	実施日数	実施戸数	検査個数	不合格 個 数	不合格率
集	合	場	所	検	查	18	6	100	122	6	4.9%
所	在	場	所	検	查						
	合			計		18	6	100	122	6	4.9%

(2)種類別定期検査実績

特定計量器の種類		那覇市実績		代札	食査(那覇市	内)
付化計 里希 少 性類	検査個数	不合格数	不合格率	検査個数	不合格数	不合格率
電気式はかり	380	7	1.8%	999	22	2.2%
手 動 天 び ん						
等比皿手動はかり				2	0	0.0%
棒はかり						
その他の手動はかり	4	0	0%	6	0	0.0%
ばね式はかり	152	7	4.6%	418	7	1.7%
手動指示併用はかり				2	0	0.0%
その他の指示はかり						
分銅						
定量おもり						
定量増おもり						
合 計	536	14	2.6%	1, 427	29	2.0%

(3)特定計量器立入検査

種	類	検査	不適正	不適正	検査	不適正	不適正
作里		戸数	戸数	戸数率	個数	個数	個数率
ガスメーター	-(都市ガス)	6	1	17.0%	57	3	5.3%
ガスメーター	ー(石油ガス)	10	0	0.0%	5, 206	0	0.0%
水道メ	ー タ ー	10	3	30.0%	155	13	8.4%
電力	量計	8	7	87.5%	708	58	8.2%
合	計	34	11	32.4%	6, 126	74	1.2%

(4) 商品量目立入検査

5	種別		不適正戸数	率	検査個数	不適正個数	率
	肉	33	2	6.1%	246	6	2.4%
食料品	魚	33	1	3.0%	327	5	1.5%
スーパー	野菜	27	0	0.0%	380	0	0.0%
	果実	1	0	0.0%	5	0	0.0%
	調理食品	26	1	3.8%	340	6	1.8%
	小 計	120	4	3.3%	1, 298	17	1.3%
詰込み 事業所							
合	計	120	4	3.3%	1, 298	17	1.3%

注) 食料品スーパーの計の欄の検査戸数、不適正戸数は延べ数

2 計量関係団体

(1) 本県の計量協会は、昭和 61 年 3 月 23 日に設立されました。本協会は、計量思想の 普及を図り、経済、文化の向上発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ること を目的とし、地区内において特定計量器の製造、修理、販売を行う事業者、計量証明 事業者、計量士など計量関係の個人及び法人をもって組織する任意団体です。

なお、本会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- ① 計量思想の普及啓発を図ること。
- ② 計量の適性確保の指導を助長すること。
- ③ 計量に関する調査、研究を行うこと。
- ④ 講習会、展示会等を開催すること。
- ⑤ 会員の親和、強調を図ること。
- ⑥ 本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

本協会の事務局は計量検定所に置き、計量関係団体に対して、これらの事業の推進と育成指導に努めています。

(2) 本県計量協会の令和2年度通常総会において、永年計量関係事業に従事し、又は本協会の発展に多大な功績があった次の者を計量功労者として表彰しました。

島袋 直樹崎浜 秀人

株式会社 沖縄環境分析センター 株式会社 南西環境研究所

3 沖縄県計量協会役員等名簿

令和2年5月

会 長 友利 進 (有)フォーラムサイエンス 代表取締役社長

副会長 儀間 正明 (有)共和サプライ 代表取締役

" 宮城 明 宮城計器(株) 代表取締役社長

山本 一生 沖縄環境調査(株) 取締役

理 事 渡嘉敷 綏松 (有)泉商事 代表取締役社長

田仲 康彦 久場はかり 代表者

〃 末吉 正四 (株)富永製作所 沖縄営業所長

ッ 名幸 方徳 名幸メーター商会 代表者

" 高柳 清明 (株)沖縄環境科学研究所 代表取締役

" 西平 良博 (有)沖縄環境技術センター 代表取締役

ル 照屋 寛俊 (株)国際重機 計量士

" 渡久地 博之 (株)沖縄環境分析センター 代表取締役社長

監事 白川 忠一 沖縄計量器(株) 代表取締役社長

"上江洲茂(株)南西環境研究所

顧 問 知念 清弘 元沖縄県計量検定所 所長

ッ 長元 朝顯 (有)共和サプライ 会長

参 与 玉城 宏幸 沖縄県計量検定所 所長

1 令和2年度事業計画表

令和2年度事業計画表

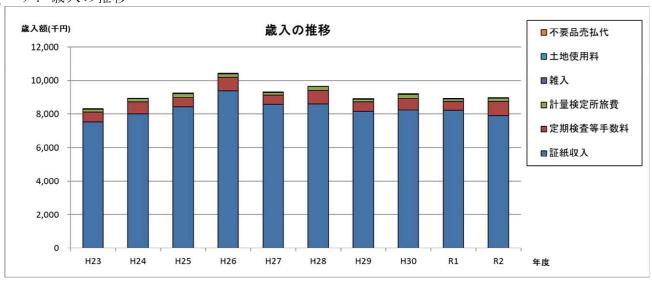
沖縄県計量検定所

- 42 -

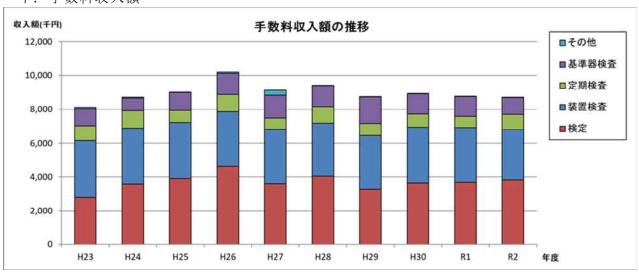
歳入歳出・検定検査個数等の推移

(1)歳入の推移

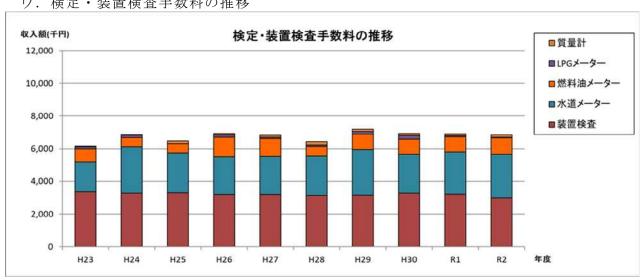
ア. 歳入の推移



イ. 手数料収入額

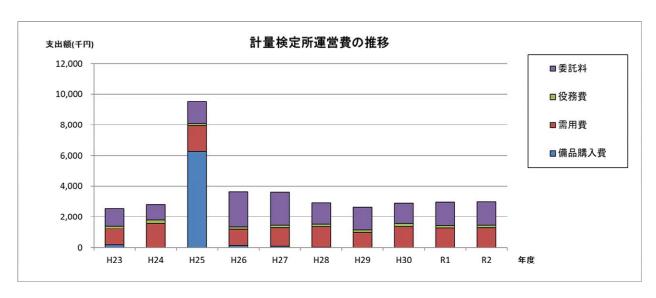


ウ. 検定・装置検査手数料の推移

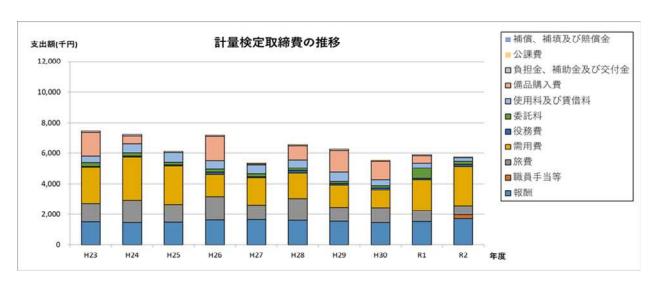


(2) 歳出の推移

ア. 計量検定所運営費の推移



イ. 計量検定取締費の推移

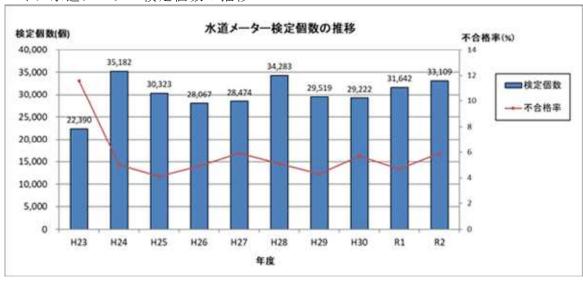


(3) 検定・検査個数等の推移

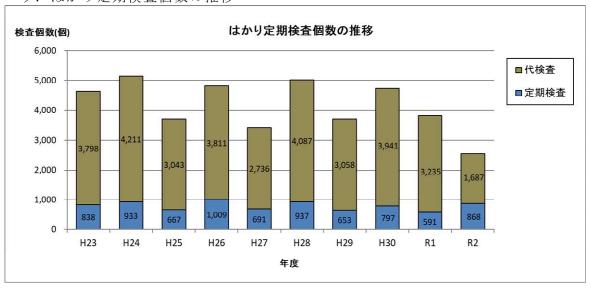
ア. タクシーメーター装置検査台数の推移



イ. 水道メーター検定個数の推移



ウ. はかり定期検査個数の推移





沖縄県計量検定所案内図



計量業務の概要 (令和3年度版) 令和4年4月発行 沖縄県計量検定所 〒901-1105 沖縄県南風原町字新川272-5 電話 (098)-889-2775 FAX (098)-889-1981